

# 年金制度改革と自助努力の資産形成

野村 亜紀子

## 不断の対応を求められる年金制度問題

わが国の年金制度は、公的年金、企業年金ともに様々な課題に直面している。少子高齢化が進行する中で、公的年金は、これまでも度重なる制度改革を経てきた。2004年には、現役の負担を一定の範囲内でとどめつつ制度の持続可能性を確保すべく、保険料に上限を設定すると同時に給付を抑制する施策が打たれたが、長引くデフレや、一般会計から年金に回す財源確保の難航などで、僅か数年にして前提が狂い始めた。状況を立て直すために公的年金の財政基盤及び最低保障機能の強化、厚生年金と公務員共済年金の一元化といった法案が今国会に提出されたものの、成立に向けた見通しは不透明であり、また、これらだけでは問題解消に至らないことも衆目が一致するところである。

支える現役世代と支えられる退職世代のバランスが崩れる以上、公的年金の役割が縮小せざるを得ないのは自明とも言える。公的年金には、全ての国民に終身にわたり一定の所得を保障するという、私的年金には果たし得ない役割がある。他方、現役時代に見合う生活水準を維持するための所得確保には、企業年金などの私的年金が、より重要な役割を果たさなければならない。公的年金と私的年金の役割分担において、私的年金の重要性が増してくるということだ。

しかし、伝統的な企業年金である確定給付型年金（DB）は、グローバルな競争激化や変動の激しい運用環境に直面する中で、多くの企業が従前通りの提供に困難を覚えている。退職給付会計に基づくディスクロージャーは、積立不足を即時に財務諸表に反映させる方向で見直しが進められており、企業がDB提供のコストを再認識する契機ともなっている。また、中小企業の多い総合型厚生年金基金は、公的年金の一部を代行するという「代行制度」の意義を含めた議論に晒されようとしている。

このように年金制度は様々な問題に直面しており、これからも不断の対応が求められていくだろう。その中であって一つ確かに言えるのは、自分の老後の所得確保において、国や企業に任せておけば良いという時代が終わろうとしていることだ。すなわち、自助努力の必要性が高まっている。

## 自助努力の退職資産形成と確定拠出年金（DC）

2001年に開始され昨年10周年を迎えた確定拠出年金（DC）は、自助努力を促すタイプの年金制度である。2012年1月末時点で436万人が加入しており、約1万6000社が導入している。DCでは、毎月の拠出が各従業員の個人勘定に入れられ、万が一企業が経営破綻しても給付減額などが発生しないという安心感がある。他方、最終的な年金額は、従業員が自分の個人勘定資産をどのように運用するかによって大きく、企業による約束はない。従業員には投資教育が提供されるが、この教育内容をいかに活用するかも本人

次第である。また、2012年1月からは、企業がDCの制度変更を行えば、従業員が自分で自分のDC個人勘定に給与の一部を拠出することも可能になった。拠出、運用ともに自助努力で退職資産を増やすことが可能であり、また、求められる制度と言える。

ただ、現状のDCの運用内容を見ると、DCの自助努力のメリットが十分に発揮されているとは言い難い。2011年3月時点でDC全体の資産の62%が預貯金と利率保証型保険商品という低リスク・低リターン商品に入れられており、20歳代、30歳代であってもこの比率が50%を超えていた。年金運用の基本は長期分散投資だが、それが多くの人々により実践されているとは言い難く、継続的な投資教育の徹底など、改善の余地は大いにある。DCは運用面以外にも、拠出限度額が低い、会社にDBはあるがDCのない民間従業員・公務員・専業主婦が加入できない、中途引出要件が極めて厳格といった制度上の課題を抱える。さらなる普及拡大に向けて、これらについても、税制枠の使い残しの繰越容認（生涯拠出限度額の設定）、加入対象者の制約撤廃、困窮時等一定の要件下での中途引出容認などの制度改正が求められる。

今後、自助努力の必要性について人々の認識が強まれば、DCの運用における変化や、DCの制度改善に対する要求の高まりなどにもつながりうる。現在の公的年金や企業年金をめぐる議論により、自助努力の退職資産形成に向けた動きが強まっていくのか、重要な局面に差し掛かっているとと言える。

## 鍵を握る投資信託

DCにおける長期分散投資の実現は、個々の加入者がいかに投資信託という金融商品を使いこなすかにかかっているととも言える。同時に、投資信託という金融商品がイノベーションを継続し、拡大するDCのニーズを満たし続けられるかどうか、今後、極めて重要なポイントとなる。DC経由の資産形成の行く末は、投資信託が鍵を握ると言っても過言ではない。

折しも、その投資信託が今、十数年ぶりの本格的な制度改正に直面している。2012年3月、金融審議会の投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループが立ち上げられた。直接の契機は、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」にて、「国民の資産を有効に活用できる資産運用へ」という戦略の中に「投資信託商品の多様化等に対応した投信・投資法人法制の見直し」が含まれたことにある。

DC経由での長期資金の流入が増えることは、投信市場の厚みが増すことにもつながる。投信市場拡大の観点からも、自助努力の退職資産形成の拡充は重要なファクターなのである。年金制度と投信制度が今回の見直しを経て、共に拡大発展に向かうことが期待される。